

公開草案「2024 年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正（案）」に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

I. 包括利益の表示に関する提案

- ・ 企業会計基準公開草案第81号（企業会計基準第25号の改正案）「包括利益の表示に関する会計基準（案）」（2024年11月21日公表）（以下「包括利益会計基準改正案」という。）
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第83号（企業会計基準適用指針第9号の改正案）「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針（案）」（2024年11月21日公表）（以下「株主資本適用指針改正案」という。）

II. 特別法人事業税の取扱いに関する提案

- ・ 企業会計基準公開草案第82号（企業会計基準第27号の改正案）「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」（2024年11月21日公表）（以下「法人税等会計基準改正案」という。）
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第84号（企業会計基準適用指針第28号の改正案）「税効果会計に係る会計基準の適用指針（案）」（2024年11月21日公表）（以下「税効果適用指針改正案」という。）

III. 種類株式の取扱いに関する提案

- ・ 実務対応報告公開草案第69号（実務対応報告第10号の改正案）「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い（案）」（2024年11月21日公表）（以下「実務対応報告第10号改正案」という。）

以下、これらを合わせて「本公開草案」という。

2. コメント募集期間

- ・ 2024年11月21日～2025年1月20日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

I. 包括利益の表示に関する改正

- 改正企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」（2025年3月11日公表）
- 改正企業会計基準適用指針第9号「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」（2025年3月11日公表）

II. 特別法人事業税の取扱いに関する改正

- 改正企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（2025年3月11日公表）
- 改正企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（2025年3月11日公表）

III. 種類株式の取扱いに関する改正

- 改正実務対応報告第10号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」（2025年3月11日公表）

以下、これらを合わせて「本会計基準等」という。

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL01	有限責任監査法人トーマツ
CL02	日本公認会計士協会
CL03	EY 新日本有限責任監査法人

[個人（敬称略）]

	氏名・所属等（記載のあるもののみ）	
CL04	田淵 隆明	公認システム監査人、特定行政書士 IFRS・連結会計・公共政策コンサルタント
CL05	國見 琢	公認会計士

5. コメントの概要とその対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会（以下「委員会」という。）のそれらに対応するコメントです。
「コメントの概要」には、本公開草案に関連するコメントのうち、主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、委員会で分析を行っています。
なお、（質問Ⅱ-2）今後の基準開発の方向性に関する質問に寄せられたコメントについては、本会計基準等の公表後に検討を行う予定です。（質問Ⅱ-2）に寄せられたコメントについては、「（参考）今後の基準開発の方向性に関する質問に寄せられたコメントの全文」をご参照ください。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問Ⅰ-1（包括利益の表示に関する質問）		
（提案の方向性を支持するコメント）		
1) 提案内容に同意する。	同意する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
（土地再評価差額金の取扱いに関するコメント）		
2) 土地再評価差額金の取崩額の取扱いについての明確化を検討すべきである。	<p>基本的に同意する。ただし、以下の点についてご検討いただきたい。</p> <p>土地再評価差額金の取崩額の取扱い</p> <p>【意見】</p> <p>移管指針第14号「土地再評価差額金の会計処理に関するQ&A」（以下「移管指針第14号」という。）Q3のAの「土地再評価差額金の取崩額は、当期純利益には反映されず、その他利益剰余金（株主資本等変動計算書）に直接計上」という記載が、今回の改正の対象ではないことを明確化すべきと考えられる。</p> <p>（理由）</p> <p>土地再評価差額金の取崩しについては、我が国の会計基準において、いわゆるクリーンサープラスの原則から外れる例外的な会計処理であり、今回の改正が対象としている会計処理ではないことは理解している。しかしながら、土地再評価差額金の計上から20数年が経過し、長年取崩しを行っていないようなケースがあるときに、今回の改正を踏まえて</p>	<p>包括利益会計基準改正案第16項では、「これまでに公表された会計基準等で使用されている『純資産の部に直接計上』、『直接純資産の部に計上』及び『直接資本の部に計上』という用語は、『その他の包括利益で認識した上で純資産の部のその他の包括利益累計額に計上』と読み替えるものとする。」としており、読替えの対象となる用語を限定列挙している。このため、移管指針第14号Q3のAの「その他利益剰余金（株主資本等変動計算書）に直接計上」という用語は、今回の読替えの対象</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>土地再評価差額金以外のその他の包括利益累計額が組替調整（リサイクリング処理）されることが強調されることによって、土地再評価差額金についても誤って組替調整（リサイクリング処理）してしまう可能性も考えられるため、この点を結論の背景などで注意喚起のために明確化することが考えられる。</p>	<p>にはならないと考えられる。</p> <p>また、土地再評価差額金の取崩額が組替調整額に該当しないことは、企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」（以下「包括利益会計基準」という。）第 31 項において「土地再評価差額金は、再評価後の金額が土地の取得原価とされることから、売却損益及び減損損失等に相当する金額が当期純損益に計上されない取扱いとなっているため、その取崩額は組替調整額に該当せず、株主資本等変動計算書において利益剰余金への振替として表示される。」としていることから、明確であると考えられる。</p>
（個別財務諸表における包括利益会計基準の適用に関するコメント）		
<p>3) 個別財務諸表にも包括利益会計基準を適用すべきである。</p>	<p>今回の改正については、消極的に同意する。むしろ、個別財務諸表にも包括利益会計基準を直ちに適用すべきである。</p> <p>包括利益会計基準は、個別財務諸表については長期間に亘って適用停止となっており、個別財務諸表と連結財務諸表で会計基準が異なっている。これは全く無用のことであり、直ちに、適用停止を解くべきである。</p>	<p>本公開草案の提案を消極的に支持するコメントである。</p> <p>個別財務諸表への適用については、今後の会計基準等の開発にあたって参考としたい。</p>
（株主資本等変動計算書における表示に関するコメント）		
<p>4) 株主資本以外の各項目に</p>	<p>株主資本適用指針改正案の第 11 項と第 11-2 項については、「株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額の表示」は、今回の改正でも「使用可能な任意規定」である。</p>	<p>左記のコメントは、今後の会計基準等の開発において参考としたい。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>ついて主な変動事由及びその金額を表示すべきである。</p>	<p>これは IFRS へのコンバージェンスの一環と考えられる。しかし、財務諸表の有用性を高め、企業のガバナンスを強化し、透明性を高めるためには純資産項目は非常に重要な項目であるので、「株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額の表示」は義務化すべきである。</p> <p>株主資本適用指針改正案の〔設例 3〕に関して、ただ単に用語を置き換えるだけでなく、これを機に抜本的な見直しを行うべきである。具体的には、企業会計基準第 6 号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」第 8 項において、「貸借対照表の純資産の部における株主資本以外の各項目は、当期首残高、当期変動額及び当期末残高に区分し、当期変動額は純額で表示する」とされているが、株主資本以外の各項目についても当期変動額のうち少なくともその他の包括利益の区分表示を求めることが望まれる。</p> <p>株主資本等変動計算書においてその他の包括利益が区分表示されないことにより、包括利益計算書と貸借対照表の繋がりの理解が困難になっているためである。また、IFRS の持分変動計算書においてもその他の包括利益を区分して開示することが求められており（IAS 第 1 号「財務諸表の表示」第 106 項）、国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点からも株主資本等変動計算書におけるその他の包括利益の区分表示が望まれる。本件は「包括利益の表示に関する会計基準（案）及び関連する会計基準等の修正（案）の公開草案に対するコメント」の 32）とも関連する点申し添える。</p>	
<p>5) 「組替調整額」と「当期発生額」の記載順序について</p>	<p>仮に単に用語の置換だけで済ませる場合であっても、包括利益会計基準のその他の包括利益の内訳の注記例と合わせて「組替調整額」と「当期発生額」の記載順序は入れ替えるべきであると考えられる。</p>	<p>株主資本適用指針改正案第 11-2 項では、個別株主資本等変動計算書について例示している株主資本適用指針改正案第 11 項の記載順序と整合させる提案をしていた。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>コメントを踏まえ、連結株主資本等変動計算書と連結包括利益計算書との連携を重視し、包括利益会計基準の設例のその他の包括利益の内訳の注記例と整合的に、「当期発生額」、「組替調整額」の順番となるように提案を修正することとした。</p>
質問 I-2 (その他)		
(その他のコメント)		
<p>6) 新株予約権、株式引受権及び非支配株主持分について</p>	<p>現在の日本基準の貸借対照表において、「新株予約権」及び「株式引受権」は、非常に中途半端な位置付けとなっており、IFRS とも米国基準とも中国基準とも異なる、いわゆるガラパゴス規定である。この日本独自の規定を維持する積極的理由は無いので、IFRS と同様に「資本剰余金」の一部とするとともに、「非支配株主持分(NCI)」の計算対象とするべきである。</p> <p>現在、連結損益計算書と連結包括利益計算書は「経済的単一体説」、連結貸借対照表と連結株主資本等変動計算書は「親会社説」という、非常に歪な制度となっている。これについては、IFRS に倣って、「経済的単一体説」に統一するべきである。</p> <p>また、「非支配株主持分(NCI)」は1つの勘定科目に纏めるのではなく、内訳を明示し、連結包括利益計算書と同様に内訳の管理をするべきである。また、上述のように、「株主資本」以外の項目についても、IFRS と同様に増減明細の開示を義務化するべきである。</p>	<p>本論点は、2024 年年次改善プロジェクトの範囲を超えることになると考えられる。このため、特段の対応は行わないが、今後の会計基準等の開発にあたって参考としたい。</p>
<p>7) 中間財務諸表における株主資本等変動計算書について</p>	<p>直近の制度改正において、上場企業の大半の中間財務諸表から株主資本等変動計算書を除外したことは大愚策である。直ちに改めるべきである。(※「連結財務諸表規則」は金融庁所管の内閣府令であるが、その改正を待つことなく、企業会計基準として追加するべきである。)</p>	<p>同上</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
て		
8) 損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書について	<p>IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」（以下「IFRS 第 18 号」という。）の強制適用が 2027 年 1 月に迫っている。この際、日本基準も以下の改正を行うべきである。</p> <p>①損益計算書の段階利益を IFRS 第 18 号と揃える。ただし、「EBITDA」及び「経常利益」の注記は、これを認める。</p> <p>②IFRS 第 18 号の損益計算書の書式は、キャッシュ・フロー計算書(直接法)の書式と親和性が高いため、新公会計制度(東京都方式)や中国の「新企業会計準則」と同様に、連結・個別ともに「キャッシュ・フロー計算書(直接法)+間接法との調整表」の作成を義務付ける。</p>	同上
9) 固定資産台帳の開示について	<p>東京都の某特別区では、個別・連結ともに「キャッシュ・フロー計算書(直接法)+間接法との調整表」を開示するとともに、固定資産台帳を開示している。また、連結貸借対照表、連結損益計算書(行政コスト計算書)、連結キャッシュ・フロー計算書においては相殺消去マトリックス、及び、連結精算表を開示しており、非常に透明性の高い公会計制度として、非常に高い評価を受けている。</p> <p>企業会計基準においても、同特別区のように透明性の向上を考えるべきである。特に、新リース会計基準において、いわゆる「①300 万円以下ルール」と「②1 年以下ルール」が温存された結果、所有権移転外リース物品に対する償却資産税の捕捉率における難点に対する懸念が与党内でも浮上しており、固定資産台帳の開示の義務化も行うべきである。</p>	同上
質問Ⅱ-1（特別法人事業税に関する質問）		
（提案の方向性を支持するコメント）		
10) 提案内容に	同意する。特に、以前のパブリック・コメントにおいて筆者 ¹ が指摘したことでもあるが、	本公開草案の提案の方向性を支持する

¹ 「筆者」とは、コメント・レター提出者を指す。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同意する。	<p>「実効税率の定義」が修正され、「特別法人事業税率」が追加されたことは、大変喜ばしい。</p> <p>税効果適用指針改正案の設例 10 及び 11 は非常に分かりやすい。今後も、今回のような、分かりやすい設例の表示を継続されることを希望する。</p>	コメントである。
(実務対応報告第 42 号の改正に関するコメント)		
11) 実務対応報告第 42 号の改正もあわせて検討すべきである。	<p>同意する。ただし、実務対応報告第 42 号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（以下「実務対応報告第 42 号」という。）についても改正をご検討いただきたい。</p> <p>(コメント)</p> <p>実務対応報告第 42 号第 4 項について、「特別法人事業税」の用語は企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下「法人税等会計基準」という。）における定義と同様であると改正するとともに、実務対応報告第 42 号の関連する箇所について必要な改正を行う必要がないかご検討いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>法人税等会計基準改正案では、第 4 項 (4-2) において「特別法人事業税」を定義した上で、第 1 項において「本会計基準は、主として法人税、地方法人税、住民税、事業税及び特別法人事業税（以下「法人税、住民税及び事業税等」という。）に関する会計処理及び開示を定めることを目的とする。」と改正する提案がなされており、「法人税、住民税及び事業税等」という用語は「特別法人事業税」を含むことが明確化されている。</p> <p>一方、実務対応報告第 42 号では、第 4 項において、「法人税」、「地方法人税」、「住民税」、「事業税」の用語は法人税等会計基準における定義と同様とした上で、実務対応報告第 42 号第 42 項において「法人税、住民税及び事業税等」の用語が使用されているが、実務対</p>	<p>本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。</p> <p>実務対応報告第 42 号についても改正を検討すべきとの意見に対応して実務対応報告第 42 号を変更することが考えられるが、この場合、実務対応報告第 42 号の内容の実質的な変更該当し、「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」に従って、委員会の議決及び公開草案の公表が必要となる可能性があると考えられる。このため、実務対応報告第 42 号を変更するために必要な手続きを経るために必要な時間を考慮し、2024 年年次改善プロジェクトとしては、法人税等会計基準改正案及び税効果適用指針改正案の最終化を優先することとした。実務対応報告第 42 号については、今後個別に</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>応報告第 42 号の改正提案がなされていない。</p> <p>実務対応報告第 42 号第 4 項について、「特別法人事業税」の用語は法人税等会計基準における定義と同様であると改正するとともに、実務対応報告第 42 号の関連する箇所について必要な改正を行う必要がないかご検討いただきたい。</p> <p>また、税効果適用指針改正案においては、税効果会計の適用に使用する実効税率の算定にあたり、「特別法人事業税」の取扱いを明確化させることが意図されている。実務対応報告第 42 号の設例 5 においても実効税率の算定方法が示されていることから、本公開草案と同様に「特別法人事業税」の取扱いを明らかにすることが求められると考えられる。</p>	<p>変更を行うか、又は、質問Ⅱ-2（今後の基準開発の方向性に関する質問）に寄せられたコメントを踏まえた法人税等会計基準の見直しを検討する際に検討を行うこととする。</p>
質問Ⅱ-3（その他）		
（土地再評価差額金に係る税効果に関するコメント）		
<p>12) 土地再評価差額金に係る税効果の取崩しの相手勘定を定めた税効果適用指針第 14 項の改正要否について確認したい。</p>	<p>以下の点について確認させていただきたい。</p> <p>土地再評価差額金に係る税効果の取崩しの相手勘定を定めた税効果適用指針第 14 項の改正要否 （コメント）</p> <p>企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（以下「税効果適用指針」という。）第 14 項では、土地再評価差額金に係る税効果の取崩しの相手勘定を法人税等調整額と定めているが、当該定めを改正要否をご検討いただきたい。</p> <p>（理由）</p> <p>資産又は負債の評価替えにより生じた評価差額等（企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（以下「純資産会計基準」という。）第 8 項に定める評価・換算差額等に区分されるものをいう。）に対して課される当事業年度の所得に対する法人税、住民税及び事業税等については、個別財務諸表上、純資産の部の評価・換算差額等の区分に計上し、連結財務諸表上、その他の包括利益で認識した上で純資産の部のそ</p>	<p>本論点は、2024 年年次改善プロジェクトの範囲を超えることになると考えられる。このため、特段の対応は行わないが、今後の会計基準等の開発にあたって参考としたい。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p> の他の包括利益累計額の区分に計上することとされている(法人税等会計基準第5項(2)、第5-2項(2))。 </p> <p> 純資産会計基準第8項では、「評価・換算差額等には、その他有価証券評価差額金や繰延ヘッジ損益のように、資産又は負債は時価をもって貸借対照表価額としているが当該資産又は負債に係る評価差額を当期の損益としていない場合の当該評価差額や、為替換算調整勘定、退職給付に係る調整累計額等が含まれる。当該評価・換算差額等は、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、退職給付に係る調整累計額等その内容を示す科目をもって表示する。」とされ、土地再評価差額金自体は明示されていないものの、同項文中の「等」に含まれ、評価・換算差額等に計上されるものと考えられる。 </p> <p> ここで、グループ通算制度の開始・加入時において、一定の要件を満たす場合を除き、税務上、通算法人が保有する一定の資産は時価評価され、評価損益に対して課税が行われるが、土地再評価差額金を計上している土地について、税務上、時価評価が行われ課税される場合があり得ると考えられる。 </p> <p> 例えば、「①土地の取得原価(=税務上の土地の簿価)1,000、②過去に土地を再評価した際の時価1,500、③再評価差額500×税率30%で再評価に係る繰延税金負債150を計上、④評価・換算差額等の区分に土地再評価差額金350を計上」という状況を想定する。この状況において、グループ通算制度の開始により、税務上、当該土地が時価評価されるものとする。また、その時点の土地の時価は1,500であり、時価評価差額500×税率30%で当期税金150が発生するものとする。 </p> <p> ここで、当期税金150については、土地再評価差額金500に対して課された税金費用として、法人税等会計基準第5-2項(2)に基づき、評価・換算差額等の区分に計上すべきであるようにも考えられる。一方で、時価評価により税務上の土地の簿価が1,500となり、 </p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>当該土地に係る一時差異が解消するため、再評価に係る繰延税金負債 150 は取り崩すことになると考えられるが、税効果適用指針第 14 項において、再評価に係る繰延税金負債の取崩しは法人税等調整額を相手勘定とすることが求められている。</p> <p>この点、当期税金 150 を評価・換算差額等の区分に計上する一方、再評価に係る繰延税金負債の取崩額 150 を損益に計上すると、税引前当期純利益と税金費用の対応関係を歪めることになると考えられる。このため、土地再評価差額金が計上されている土地に対して課税が行われた場合の税金費用について、法人税等会計基準第 5-2 項 (2) に基づき評価・換算差額等の区分に計上することが求められるのであれば、税効果適用指針第 14 項の改正要否を検討する必要があると考えられる。</p> <p>しかしながら、土地再評価差額金は、「土地の再評価に関する法律」(以下「土地再評価法」という。)に基づき計上されるものであり、土地再評価法第 7 条第 2 項では「再評価差額から再評価に係る繰延税金負債の金額を控除した金額又は再評価差額に再評価に係る繰延税金資産の金額を加えた金額を、再評価差額金として、貸借対照表の資本の部に計上しなければならない。」とされている(なお、土地再評価法において、再評価に係る繰延税金資産又は再評価に係る繰延税金負債の取崩時の相手勘定は規定されていない)。すなわち、法令上、土地再評価差額金を純資産の部に計上するにあたって、税効果の金額を調整することとされているが、当期税金の金額を調整する規定とはなっていない。</p> <p>この点、土地再評価法の規定と法人税等会計基準の定めの関係性は必ずしも明確ではないと考えられるが、土地再評価法の制約から、会計上、土地再評価差額金が計上されている土地に対して課税が行われた場合の税金費用を評価・換算差額等の区分に計上することは認められないと考えるのであれば、当該税金費用は損益に計上することになると考えられるため、税効果適用指針第 14 項により、法人税等調整額を相手勘定として税効果を取</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>り崩すとしても、税引前当期純利益と税金費用の対応関係を歪ませるような問題は生じないと考えられる。</p> <p>以上より、土地再評価法の規定を踏まえて、再評価に係る繰延税金資産又は再評価に係る繰延税金負債の取崩時の相手勘定を法人税等調整額とする税効果適用指針第 14 項を改正する必要はないと理解しているが、税効果適用指針第 14 項の改正要否について確認させていただきたい。</p>	
質問Ⅲ-1（種類株式の取扱いに関する質問）		
（提案の方向性を支持するコメント）		
13) 提案内容に同意する。	同意する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
（種類株式の定義に関するコメント）		
14) 「普通株式以外の種類株式」のような表現のほうが望ましい。	用語の定義において「本実務対応報告において、種類株式とは、会社法第 108 条第 1 項に従い内容の異なる 2 以上の種類の株式を発行する場合の標準となる株式以外の株式をいう」とあるが、例えば「普通株式以外の種類株式」のような表現のほうが望まれる（他の表現でも良いが、何らかの工夫が必要と思われる）。何故なら、会社法では「種類株式」の概念から「普通株式」を排除しておらず、本規定と齟齬が生じ、誤解の原因となり兼ねないからである。	左記のコメントは、会社法第 108 条第 1 項が定める内容の異なる種類の株式には普通株式も含まれるため、普通株式が適用対象とならないように定義することが望ましいとの指摘である。この点、実務対応報告第 10 号改正案では、会社法において普通株式の定義はないことを考慮し、「標準となる株式以外の株式」という表現で、普通株式が含まれないことを示している。
（経過措置に関するコメント）		
15) 複数の種類株式が発行さ	「20XX 年改正実務対応報告を適用する連結会計年度及び事業年度の期首より前に取得した種類株式については、次のいずれかの方法を選択できる」とあるが、「普通株式以外	実務対応報告第 10 号改正案は、実務対応報告第 10 号改正案を適用する連結会計

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>れている場合の選択方法について明示すべきである。</p>	<p>の「種類株式」が複数種類発行されている場合に、当該の種類株式毎に選択して良いのか、会社として全体で1つの方法を選択しなければならないのか明示するべきである。</p>	<p>年度及び事業年度の期首より前に取得した種類株式について、従前の取扱いを継続する方法と実務対応報告第10号改正案を適用する方法の選択適用を認めているが、複数種類の種類株式を保有している場合の選択適用の単位については定めていない。したがって、選択適用の単位については、企業が適切と判断した単位で行うことになると考えられる。</p>
<p>質問Ⅲ-2（その他）</p>		
<p>（その他のコメント）</p>		
<p>16) 「目的」の項の金融商品実務指針の名称の記載について</p>	<p>「目的」の項の「金融商品会計に関する実務指針」に「会計制度委員会報告第14号」を追加する必要はないか、ご検討いただきたい。 (理由) 会計基準等の正式名称が記載されるべき箇所において、基準号数を含む一定の記載が漏れていると思われるため、追加の必要がないかご検討いただきたい。</p>	<p>左記のコメントは、最近の会計基準等における略称定義と用語の記載方法が異なるとのコメントである。経緯に該当する記述については、基本的に基準開発当時の用語の使用をそのまま残す方針とし、基準号数を含む記載は見直さないこととした。</p>
<p>17) 所有比率・持分比率・連結比率の概念について</p>	<p>筆者²はこれまで、連結会計システムの導入に多数携わってきたが、インプリの現場を見ていて、「所有比率(議決権ベース)・「持分比率(持株数ベース)・「連結比率(比例連結における財務諸表の取り込みの比率)」について、概念の混乱や誤解が発生しているケースに何回か遭遇した。</p>	<p>左記のコメントは、今後の会計基準等の開発において参考としたい。 なお、日商簿記は日本商工会議所の所管となっている。</p>

² 「筆者」とは、コメント・レター提出者を指す。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>種類株式の区分は、これらの問題の解決の一助になると考えられる。また、この論点は日商簿記1・2級のカリキュラムにも取り入れられるべきと考える。</p>	
<p>18)「移管指針の適用(案)」等に対するコメントについて</p>	<p>移管指針公開草案「移管指針の適用(案)」等に対するコメントにおいて指摘した企業会計基準適用指針と移管指針の内的整合性の欠如について、2024年年度改善プロジェクトで取り扱われずに放置されていることを遺憾に思う。</p>	<p>本論点は、2024年年度改善プロジェクトの範囲を超えることになると考えられる。このため、特段の対応は行わないが、今後の会計基準等の開発にあたって参考としたい。</p>

以 上